



# HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	改正海上衝突予防法中漁船に関して
Author(s)	八反田, 吉常; HACHITANDA, Yoshitsune
Citation	北海道大學水産學部研究彙報, 4(3), 245-248
Issue Date	1953-11
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/22823">https://hdl.handle.net/2115/22823</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	4(3)_P245-248.pdf



# 改正海上衝突予防法中漁船に関して

八 反 田 吉 常

(運用学教室)

## ON THE FISHING BOATS PRESCRIBED IN THE REVISED INTERNATIONAL REGULATIONS FOR PREVENTING COLLISIONS AT SEA

Yoshitsune HACHITANDA

(Section of Seamanship, Faculty of Fisheries, Hokkaido University)

The International Regulations for Preventing Collisions at Sea were wholly re-argued and revised in the International Conference on Safety of Life at Sea in London, 1948; lately it has been decided that the Regulations will go into effect on January 1st 1954 internationally in every country that approved them.

The author considered all aspects of the requirements, chiefly as concerning the fishing boats, laid down in the requirements.

### は し が き

現行海上衝突予防法は明治廿六年一月一日より実施せられたもので其の後1929年4月の国際会議で十三個条に亘り改正の上我が国では国際海上衝突予防規則として昭和十年七月一日公布されたが各国に於ける種々の事情のため改正規則の施行が延期せられていたところ1948年 London で開催せられた第三回“海上に於ける人命の安全に関する国際会議”に於て同規則は全面的な再検討が行われ採択されたものを我が国でも之れを受諾し是の再改正規則に準拠して本年八月一日公布されたものが改正海上衝突予防法である。

本法は昭和二十九年一月一日を期し世界各受諾国（現在四十ヶ国）に於て同時に実施せられる運びとなつている。

本法に依れば漁船は漁撈に従事していないときは総て其の種類と積量に応じた船灯形象物等の表示を為すべく第四条及び第十一条の紅灯及び形象物の掲揚を免除される条項は除かれ之れ等の備付けが必要となつた。但し第七条の規定に該当する漁船には同条第6項に依り之れを表示することが免除されている。漁撈中の漁船に関する灯火形象物等は引きなわ漁船、網又はなわ漁船（漁具の長さにより二種に分つ）及び底引き網漁船の四種に區別し其の船の大小或は甲板の有無等形態に依る差別はない。又第二十六条が改正せられて漁撈中の漁船に特典が与えられたことが主要な点である。

### 漁 船 の 灯 火 等

第九条第1項によれば漁船は其の大小にかゝらず特別の場合を除いて灯火又は形象物の視認距離は少くとも2海里以上の性能を有するものと改正されたので電気灯では20ワット、油灯では石油を使用し火口の形状が一字形で灯芯の幅は25mm以上の船灯試験規程により合格したものが要求される。

即ち甲種又は乙種船灯である。又かご等の形象物の大きさが示されていないが径は0.61メートル以上のものと解すべきである。

尙白灯は全周より完全に見得る構造であり且つ掲揚位置でなければならず索具其の他のため中断せられることのない様注意しなければならない。

是れ等の灯火や形象物は「我が船は漁撈中なり」との番号であり航法の第二十六条による保持船であることを相手船に警告表示するものであるから漁場を変更するため移動中の如く現実に漁撈に従事していないときに表示することは許さるべきでない。

本法の漁撈中とは現に漁具を漁撈のため海中に延出してあり且つ漁具の一端が漁船に連続されて居る状態を謂う。従つて漁具を放して附近にて之れを監視巡航中の如きは含まない。第2項引なわを用いて漁撈をしている漁船は其の種類と積量に応じた灯火を表示すべく規定されている。即ち航法上漁撈中の漁船とは認められない。いか釣り或は罾釣りの如く一本釣り漁船をなわを用いて漁撈に従事してゐる漁船と認めるかどうかには問題が残る。其の操船性能から本項に準じて一般船舶と同様に処置すべきではなからうか。

底びき網と引きなわを除いて総ての漁具を含む網又はなわを用いて漁撈に従事している漁船は其の種類如何を問はず無甲板船であつても其の延出する漁具の長さ（漁船より漁具の先端までの水平距離は漁具の長さにより推知するより方法がない）153メートル以下ならば白灯1個及び他船と接近するときは漁具の方向を表示するため同様の白灯1個を掲ぐべく昼間はかご1個を掲げなければならない。このかごは球形に見えるものは避くべきであろう。又この場合動力船で対水速力を持つていても舷灯を掲げることは許されない。若し掲ぐれば他船より一般船舶の航行中と誤認せられる虞れあり第二十六条の適用上危険を伴うこととなる。

前項の漁具の長さが153メートルをこえる場合は白灯3個を垂直に三角形に掲げ対水速力を有するときは其の積量に応じた舷灯を掲げなければならず昼間は船首にかご1個と第十四条の円錐形象物1個を掲げなければならない。この場合漁具の方向を指示する白灯の規定はない。

三角形の白灯により漁撈中なることを表示しているのであるから漁具の方向を表示する白灯は紛らわしいものとは考えられず漁具が数海里に及ぶが如き場合には殊に必要であろうが規定のないこと及び之れを掲げるとしても其の位置についても問題は残る。

底刺し網投網中たとえ其の漁具が153メートルを越えて延出されたときでも水面近くに漁具が浮游している部分の長さが153メートル以上に及ぶとは考えられないから前項に従つて差し支えないと解する。

前第8項及び第4項の漁船は規定された灯火以外の灯火を掲ぐることは許されず且つ第5項底びき網漁船は船尾灯を掲ぐべきことを明示してある点より見ても第十条の船尾灯は之れを掲ぐべきものではない。

又本法には日本近海に於ける二十噸未満の漁船に対する特典は認められていない。従つて二十噸未満の漁船も必ず前各項に規定せられた灯火形象物の表示をしなければならない。但し霧中信号に関しては第十五条第8項第八号の規定に従えばよいこと勿論である。

第5項の海底又は其の附近を引く漁具とはうた瀬網桁網手操網は勿論底引き網にて沈子を軽くして漁具を海底より離して引く場合を指したものであろう。果して然らばこの場合には底びき網漁撈中より速力は大きく時速四海里を越ゆることあるべくこのことは他船に於て考慮さるべきであらう。

之れ等の動力船は三色灯と白灯を垂直に掲げると共に第十条の船尾灯をも掲げなければならない。但し本項の動力船が小形船（第七条の船舶より少し大形のものを含むと解す）であつて荒天等止むを

得ない場合には船尾灯の代りに白色の携帯電灯（普通市販せられているもの）を手近かに備え第十条第2項に従い示すことを以つて足りる。但し其の責任は小型船にある。

帆船にあつては動力船の掲げる白灯1個と白色の炎火を掲示する必要がある。白色（普通の特別に着色の無い）の炎火は接近する他船より明確に認め得る位置なることを要し船尾灯の掲示は必要がない。

昼間に於ては動力船帆船共にかご1個を掲げ其の漁撈中なることを表示しなければならない。

本項の漁船は揚網の後同一漁場に於て次回の投網をする場合漁具がしばらく水中に無い期間があるが斯る期間も是れ等の灯火等を掲示することは差し支えないと解されるが其の時の速力は引き網中の速力を越えるものであつてはならない。

第6項の漁船は網又はなわを用いるあらゆる種類の漁具に依る漁撈をしている漁船と解すべく従つて本条第2項の引きなわ漁船も亦作業用の灯火を用い又は注意喚起のための炎火を示すことが出来る。

第7項停泊して漁撈に従事している漁船たとえば引き寄せ網漁船の錨にかゝり網を引き寄せ中の如きは一般船舶の碇泊中と同様の灯火又は形象物（黒球）を掲げ他船が接近して来たときには漁具の方向に白灯又はかごを表示しなければならない。

第8項漁具が岩其の他障害物にからみついた場合は総ての漁撈中の表示信号は降ろし一般船舶の碇泊中と同様第十一条の規定にのみ従い漁撈中の表示は出来ないが霧もや暴雨等これ等と同様に視界が制限された場合又は視界がたとえ広い場合でも昼夜を問わず他の船舶が接近して来たときは更らに第十五条第8項第五号の連続した長短短の三音を鳴らさなければならない。

第十五条第3項第四号及び第七号の各後段に規定された碇泊又は乗り揚げ中の船舶の発する短長短三音の警告信号は任意信号であるが本項の長短短三音の吹鳴は強制である。従つて碇泊船の如く取り扱われつゝも短長短の任意信号を以つて之れに代えることは出来ない。本項の灯火及び形象物に就いては碇泊船と認め音響信号に就いてのみ第四条に規定された船舶の航行中と同様と認めた点も議論のあるものと思われる。

### 霧中等に於ける信号

霧中信号については霧もや降雪暴雨その他これらと同様に視界が制限される状態にある場合には之れを行うべき旨用意周到な注意が添加された。これらと同様とはたとえば黄塵火山灰等の飛来による視界不良の場合の如きであろう。斯る状態にあつては第十五条第8項第九号の規定に従い漁撈中の二十噸以上の漁船（動力船は汽笛又はサイレン帆船はフオグホーンを用いて）は一回の吹鳴に続いて号鐘を鳴らさなければならない。この吹鳴は長音と短音との中間的なものと考えられるが出来得れば短音より長音に近いものが望ましく号鐘も特に打鳴方法が示されていないから一回乃至数回の点打又は乱打でよい。明確に相手船に聴取せしめることが必要である。又これに代えて調子が数回交互に変わる音響信号を発してもよいことになつた。

一発声中の音色に数回高低の調子の変化ある音響信号とはたとえばサイレン又は法螺貝で音調を変えて吹鳴する如きもので其の器具には何等の規定なき故口で吹鳴する前記法螺貝等の如きものであつて差し支えないものであろう。而し自衛上からもフオグホーン位の効果あるものが望ましい。

二十噸未満の漁船に対しては特別規定はなく同条同項第八号の二十噸未満の一般船舶の規定に従うべきであるが若し実行が可能ならば本項の規定を準用して差し支えないものと解する。

又第九条第7項の碇泊して漁撈をしている漁船も漁撈中であるから本項に従い一回の吹鳴に続き号鐘を鳴らさなければならない。

是の時の警告信号としては碇泊船であるから当然短長短の三音を吹鳴出来るが長短短の三音の吹鳴は許されない。

## 漁 船 の 航 法

第二十六条は根本的に改正せられ底びき網その他の網又はなわ（引きなわを除く）を用いて漁撈をしている漁船に特典が与えられ其の他の船舶（引きなわ漁船を含む）は之れを避けるべきことに規定された。

本条の漁船とは現に網又はなわを用いて漁撈に従事中でなければならず同時に第九条に規定された灯火形象物を掲示し他船をして其の漁撈中なることを明らかに確認せしめる処置が採られていることが必要条件である。

航法の原則として他船に於て進路を避くべきとき自船は他船に対して其の針路速力を保持すべきことを命じ同時に避航することを禁じて居る。

引き廻し網漁船或は手繰り網漁船等の投網中の旋回運動の如きは漁撈中必然の一行動として保持船たることの義務に戻るものでない。但し広き海面と雖も進航し来る他船の前面に於て突然投網を開始するが如きことは許さるべきでない。一般に避航船は保持船が余程の特殊な事情の起きない限り避航船の行動を妨害する如きは予想しないのであるからすでに投網を始め旋回針運動をしつゝある途中等の極めて明確な理由のない限り其の時の針路速力は保持しなければならない。

この保持の義務は避航船の避航と同様の義務を負うもので権利ではないのであるから之れが不履行は許されない。

漁撈中殊に投網旋廻しつゝある場合の如き自船の行動を避航船側に於て誤解することもあり得るから若し漁船側が他船の行動に疑問があるならば可及的早急に第二十八条後段の規定に従い短音五回以上の注意喚起信号を発声すべくこの時の喚起信号は強制に近いものと解すべきである。

斯くの如く漁撈中の漁船は本条により他船から其の進路は避けらるべきものであるが其の針路速力の保持は勿論他船への警戒並びに協力動作等常に其の操船につき十分考慮が払われていなければならない。

本条後段に航路筋においては他の船舶の航行を妨げることが出来ない旨規定されてゐるが航路筋とは河川港湾又は水道に於て船舶が一般に通航する一定の水路を謂うので相当狹隘であり第二十五条の所謂狹隘なる水道よりよほど狭いものと考えられる。而し同条の狹隘なる水道の全域に亘つて多数の漁船が漁撈に従事していることは本条に抵触するものではなからうか。且つどの漁船を以つて違反船とするか等困難な問題が残るのであるが恐らく事件の当事者のみに対して処置せられるであろうから少くとも中流附近で反航する二隻の動力船が互に代り行き得る幅は本条の航路筋と考え避くべきだろう。殊に彎曲せる水路に於ては見透しは困難な点等考慮しなければならぬ。

## む す び

以上主として漁船に関する問題を探り上げたのであるが近年に至るも未だ其の船灯信号器具等の装備に関心薄き小形船少なからず而かも小形船の事故殊に多き現状に鑑みこれ等器具の完全なる設備が一日も早きことを望むと共に本法徹底の重要性を感じるものである。

終りに函館海難審判庁長鹿兒島政雄氏並びに高等海難審判庁審判官藤井長治氏の貴重なる御助言に対し深く感謝の意を表します。

(水産科学研究所業績 第195号)